

7. その他の福祉関係施策

◎ その他の福祉施策

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
災害見舞金支給事業	火災、風水害、地震により人名、家屋に被害があった場合見舞金を支給します。	死 亡 100,000 円 家屋全壊焼 100,000 円 家屋半壊焼 50,000 円 消火冠水・床上浸水 30,000 円	地 域 福祉課
		死 亡 20,000 円 (内県共募より 10,000 円) 家屋全壊焼 40,000 円 (内県共募より 20,000 円) 家屋半壊焼 20,000 円 (内県共募より 10,000 円)	市社会 福祉 協議会
生活困窮者 自立支援事業	生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、困窮状態からの早期脱却のため、下記のとおり支援を実施します。		地 域 福祉課 山口県 労働者 福祉協 議会へ 委託
	(1) 自立相談支援員 生活困窮状態から脱却し、自立した生活を送れるよう、個々の相談者の置かれている状況に応じた生活や就労の支援を行います。	【相談窓口】 パーソナル・サポートセンターやまぐち (山口市緑町3番29号)	
	(2) 居住支援事業（シェルター事業） 生活困窮者のうち、住居を喪失している者に対し、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行います。		
	(3) 就労準備支援事業 社会参加、職場体験等を通じた訓練を実施し、就労に向けた支援を行います。		
	(4) 家計改善支援事業 家計の再建に向け、家計相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等の支援を行います。		
(5) 住居確保給付金 離職等の収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や失う恐れのある方に対して、家賃補助及び転居費用補助を行います。			

制度の名称	内 容	備 考	取扱課																			
生活福祉資金貸付制度	<p>低所得世帯、障がい者世帯又は、高齢者世帯の自立更生のため必要な資金を貸し付けます。</p> <table border="1" data-bbox="400 320 1273 875"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="400 320 1273 353">資金の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 353 571 533" rowspan="3">総合支援資金</td> <td data-bbox="571 353 831 421">生活支援費</td> <td data-bbox="831 353 1273 533" rowspan="3">失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 421 831 477">住宅入居費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 477 831 533">一時生活再建費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 533 571 678" rowspan="2">福祉資金</td> <td data-bbox="571 533 831 611">福祉費</td> <td data-bbox="831 533 1273 678" rowspan="2">技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 611 831 678">緊急小口資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 678 571 757">教育支援資金</td> <td data-bbox="571 678 831 757">教育支援費 就学支度費</td> <td data-bbox="831 678 1273 757">高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 757 571 875" rowspan="2">不動産担保型生活資金</td> <td data-bbox="571 757 831 813">不動産担保型生活資金</td> <td data-bbox="831 757 1273 875" rowspan="2">一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 813 831 875">要保護世帯向け 不動産担保型生活資金</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種別			総合支援資金	生活支援費	失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。	住宅入居費	一時生活再建費	福祉資金	福祉費	技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。	緊急小口資金	教育支援資金	教育支援費 就学支度費	高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		市社会福祉協議会
資金の種別																						
総合支援資金	生活支援費	失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。																				
	住宅入居費																					
	一時生活再建費																					
福祉資金	福祉費	技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。																				
	緊急小口資金																					
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。																				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。																				
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金																					
無料法律相談事業	<p>法律問題でお困りの方に、山口県弁護士会所属の弁護士が無料でお話を伺います。</p> <p>相談日は、毎月第1水曜日(会場は北部エリアを巡回)と第3水曜日(会場は南部エリアを巡回)(ただし、祝日の場合は翌開業日)</p> <p>※要予約 受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります(受付期間は、相談実施日の翌日から次回の相談日の前日まで)。</p> <p>相談時間は、午後1時30分から午後3時30分まで(1日4件、1件30分以内)</p> <p>会場は右記のとおり。</p>	<p>[北部エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口地域…山口市社会福祉協議会本所(山口しあわせプラザ内) 徳地地域…山口市社会福祉協議会徳地出張所(徳地地域複合型拠点施設内) 阿東地域…山口市社会福祉協議会阿東出張所(山口市阿東老人福祉センター内) <p>[南部エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> 小郡地域…山口市社会福祉協議会南部支所 秋穂地域…山口市社会福祉協議会秋穂出張所(秋穂総合支所内) 阿知須地域…山口市社会福祉協議会阿知須出張所(山口市阿知須健康福祉センター内) 	//																			
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	<p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。</p>	<p>サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスについての相談、利用または利用をやめるために必要な手続きの支援 日常的な金銭管理サービス 日常生活に必要な預貯金の払戻・預入各種支払手続き 利用料金 1回 1,870円 (生活保護世帯は無料) 重要書類等の預かりサービス 年金証書、通帳、権利証等 貸金庫料 年間 6,300円 事業対象地域 山口市 	//																			

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
介護サービス相談員派遣事業	介護サービスの質の確保や向上を図るとともにサービスの利用者、事業者及び行政機関との橋渡し役となり円滑に介護サービスの提供が図られるように、サービス利用者やその家族に対し、相談活動を実施します。	対象となるサービス 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域支援事業 他	介護 保険課 市社協 へ委託
特別障害給付金制度	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に対して、福祉的措置として創設。	対象 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者。 (1)、(2)のいずれかであって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級相当の障がいの状態にある方。(65歳に達する日の前日までに障がい状態に該当された方に限る。) 支給額（令和8年度） 障害基礎年金1級相当に該当する方： 月額 58,650円 障害基礎年金2級相当に該当する方： 月額 46,920円	保 険 年金課
こどもの生活・学習支援事業	保護者が仕事などの不在時に子どものみで過ごすことが多いひとり親家庭等の子どもの居場所として、市内北部及び南部地域の計2か所において、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を定期的（毎週1回程度）に実施する。 また、中学生を対象に高校受験対応の学習支援（毎週1回程度）を行い、ひとり親家庭等の児童の高校進学を促進する。	【居場所づくり(生活・学習)支援】 対象：ひとり親家庭等の小学生以上 【学習支援のみ】 対象：中学生 ※いずれも参加費は無料。 ただし、事前に登録が必要。	こども 未来課

国民健康保険保険料及び任意給付等一覧

区 分			令和 8 年度	
世 帯 数			20,443 世帯	
加 入 率			23.1%	
被 保 険 者 数			28,826 人	
加 入 率			15.5%	
納 入 義 務 者	被保険者の属する世帯の世帯主			
賦 課 形 態	保険料			
賦 課 方 式	三方式			
保 険 料 率	応 能	所得割額	医 療 分	9.3%
			後 期 支 援 金 分	3.0%
			介 護 分	3.1%
			子 ども ・ 子 育 て 分	0.33%
	応 益	被保険者 均等割額	医 療 分	24,600 円
			後 期 支 援 金 分	8,200 円
			介 護 分	9,200 円
			子 ども ・ 子 育 て 分	1,040 円※
		世 帯 別 平等割額	医 療 分	23,000 円
			後 期 支 援 金 分	7,400 円
			介 護 分	6,100 円
			子 ども ・ 子 育 て 分	900 円
賦 課 割 合 (応 能 : 応 益)			54 : 46	
納 期 (普 通 徴 収)			10 期	
限 度 額			医療分 670,000 円 後期支援金分 260,000 円 介護分 170,000 円 子ども・子育て分 30,000 円	
保 険 料 の 軽 減 割 合			7 割、5 割、2 割	
任 意 給 付		出 産 育 児 一 時 金	488,000 円 産科医療補償制度の分べん機関 での在胎週数 22 週以上の分べん の場合は、500,000 円	
		葬 祭 費	50,000 円	
は り、き ゅ う 施 術 費 (助 成 額)		対 象 者	被保険者	
		は り 術 の み	1,000 円/回	
		き ゅ う 術 の み		
健 康 診 断 (補 助 率)		は り、き ゅ う 併 用	保 険 者 80%	
		人 間 ド ッ ク		
		簡 易 脳 ド ッ ク		
		歯 周 疾 患 健 診		

・世帯数及び被保険者数については、令和 8 年 4 月 1 日現在の数値

※「18 歳以上均等割額」40 円を含む

後期高齢者医療制度

※老人保健制度に代わり平成 20 年 4 月から施行

1 運営主体

山口県後期高齢者医療広域連合（県内の全市町が加入する特別地方公共団体。以下「広域連合」という。）

〒753-0072 山口市大手町 9 番 11 号 山口県自治会館 4 階 TEL083-921-7110

※各種申請や届出、資格確認書・資格情報のお知らせ・保険料通知書の引き渡し、保険料の納付は市が窓口になります。

健康福祉部保険年金課 後期高齢担当 TEL083-934-2969

2 被保険者（対象者）※令和 8 年 3 月末日現在 33,242 名

① 75 歳以上の方（75 歳の誕生日から対象となります。加入手続きは不要です。）

② 一定の障がいがある 65 歳以上の方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた日から対象となります。）

※一定の障がいとは、身体障害者手帳 1～3 級（4 級の一部を含む。）、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、障害年金証書 1～2 級の障がいです。

3 資格確認書及び資格情報のお知らせの取扱い

令和 8 年度（令和 8 年 8 月 1 日）からは、下記のとおり変更となります（後期高齢者医療の暫定的措置が終了するため）。

R8.7.31 まで		R8.8.1 以降			
全員	資格確認書 （職権交付）	85 歳以上	資格確認書（職権交付）		
		84 歳以下	マケ保険証あり	直近一年間でマケ保険証の利用が 6 回以上かつ直近 3 か月以内（※）に利用実績あり	資格情報のお知らせ
				上記以外	
		マケ保険証なし	該当者全員		資格確認書

※ 保険者が把握可能な期間

4 保険料

令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金分を含めて納付いただくこととなります。

① 個人ごとに賦課します。限度額は 1 人につき医療分 85 万円、子ども・子育て支援納付金分 2 万 1 千円です。

② 医療分、子ども・子育て支援納付金分のそれぞれについて、等しく負担する「均等割額」（被保険者均等割）と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で算出します。

③ 徴収方法は原則「特別徴収」（公的年金からの引き去り）ですが、次のような場合は「普通徴収」（口座振替または納付書払い）になります。

- ア 年金が年間18万円未満の場合
 - イ 介護保険料が普通徴収の場合
 - ウ 介護保険料との合計額が対象年金支給額の1/2を超える場合（介護保険料のみ特別徴収）
 - エ 年度の途中で被保険者になった場合
 - オ 年金が支給停止または年金を担保に借入れをしている場合
- ※複数の年金がある場合は、金額ではなく年金種別による優先順位が上位の年金から引き去りとなります。

④ 特別徴収は年6回の年金支給月に、普通徴収は7月～3月の9期に分けて納めることとなります。

※原則として、納付方法は、年金から引き去る特別徴収ですが、市の窓口へ納付方法変更申出書を提出されることで、年金からの引き去りを中止し、口座振替で納付する方法に変更することができます。

5 保険料率

① 県内の医療費の動向等を基に広域連合で決定されます。県内は均一の保険料率で、2年ごとに見直されます。

② 山口県の保険料率（令和8年度）

均等割額：	医療分 63,513円	子ども・子育て支援納付金分 1,354円
所得割額：	医療分	(総所得金額等－43万円※1) × 11.36%
	子ども・子育て支援納付金分	(総所得金額等－43万円※1) × 0.24%

※1 合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

6 保険料の軽減措置

(1) 所得による軽減

均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者の所得金額の合計に応じて下表のとおり、保険料の均等割額を軽減します。

世帯主および被保険者の所得の合計額（※）	軽減割合
43万円以下	医療分 7.2割軽減 子ども・子育て支援納付金分 7割軽減
43万円+ (31万円×被保険者数) 以下	5割軽減
43万円+ (57万円×被保険者数) 以下	2割軽減

※世帯主および世帯の被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

※令和8年1月1日に65歳以上の方で公的年金所得があるときは、軽減判定の際に15万円を限度として控除があります。

(2) 資格変更による軽減

これまで保険料の負担がなかった被用者保険（健康保険や共済組合など）の被扶養者から移行した方に対する激変緩和措置があります。

この場合は、所得割額の負担は無く、均等割額が資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減されます。

7 窓口負担

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、世帯の被保険者の所得に応じて、1割、2割または3割のいずれかです。

自己負担割合3割の方は、現役並み所得者に区分され、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方です。

ただし、次の条件に該当する方は、職権により認められた場合、1割または2割負担となります。

ア	世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入が383万円未満
イ	世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計が520万円未満
ウ	世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であるが、同一世帯に70歳～74歳の方がいる場合には、その方を含めた収入合計が520万円未満
エ	昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者およびその属する世帯の被保険者について、住民税課税所得が145万円以上であっても、総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が210万円以下

自己負担割合2割の方は、一定以上の所得があり、現役並み所得者（窓口負担割合3割）以外の方です。

窓口負担割合2割の対象の方は、主に次の判定で行います。

ア 世帯に被保険者が1人で、現役並み所得者に該当しないが、課税所得が28万円以上で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上

イ 世帯に被保険者数が2人以上で、現役並み所得者に該当しないが、課税所得が28万円以上の被保険者がおり、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」合計が320万円以上

8 高額医療費の自己負担限度額（令和8年8月診療分以降）

区分		1か月の自己負担限度額	
		外来（個人）※5	外来+入院（世帯）※4
現役並み所得	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	270,300円+（医療費の総額-901,000円）×1% <140,100円>多数回該当※1	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	179,100円+（医療費の総額-597,000円）×1% <93,000円>多数回該当※1	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	85,800円+（医療費の総額-286,000円）×1% <44,400円>多数回該当※1	
一般所得Ⅰ・Ⅱ 課税所得145万円未満		22,000円 （年間21.6万円上限）	61,500円 <44,400円>多数回該当※1
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ ※3	11,000円 （年間9.6万円上限）	25,700円 <24,600円>多数回該当※1
	低所得Ⅰ ※2	8,000円	15,700円

- ※1 過去 12 カ月に「外来+入院」で 3 回以上高額療養費の支給を受けたときに、4 回目の支給から適用される自己負担限度額です。
- ※2 低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する場合です。
- ア 世帯全員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方
- イ 老齢福祉年金受給者
- ※3 低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯で、低所得Ⅰに該当しない場合です。
- ※4 入院時の自己負担は、「外来+入院」の限度額までです。ただし、限度額適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。
- ※5 ひとつの医療機関での外来時の自己負担は各適用限度額までです。ただし、限度額適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。

◎ 75 歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入した月は、自己負担限度額は半額となります。

9 入院時の食費・生活費の標準負担額（令和 8 年 6 月 1 日以降）

		一般病床の場合	療養病床の場合（生活費）	
		食費 （1 食あたり）	食費 （1 食あたり）	居住費 （1 日あたり）
現役並み所得又は一般		550 円 ※4	550 円 ※3	430 円
低所得Ⅱ ※1	90 日までの入院	270 円	270 円	430 円
	90 日を超える入院	220 円		
低所得Ⅰ ※1		130 円	160 円 ※2	430 円 ※2

※1 低所得Ⅰ及び低所得Ⅱの適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。

また、入院日数が 90 日を超える場合の減額認定を受けるためには、入院日数届書を提出する必要があります。

※2 老齢福祉年金受給者は、食費 1 食 130 円+居住費無料となります。

※3 一部の医療機関では 510 円の場合もあります。

※4 平成 28 年 4 月 1 日の時点で、既に 1 年を超えて精神病棟に入院している方や指定難病患者は、330 円となります。

10 高額介護合算療養費の自己負担限度額

1 年間の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を合算した金額が、下の表の金額を超えたときは、その超えた額を支給します。

合算対象期間は8月から翌年7月までです。

区 分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 課税所得 145 万円未満	56 万円
低 所 得 Ⅱ	31 万円
低 所 得 Ⅰ	19 万円

11 葬祭費

葬祭執行者へ 50,000 円支給します。

12 健康診査 ※広域連合が実施

(1) 健康診査

① 受診券到着後から3月までの期間に、対象の医療機関等で実施されます。

前年度以前に75歳の誕生日を迎えた、または障害認定により被保険者となった方には、4月下旬に広域連合から受診券および質問票を送付します。

年度途中で75歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月の翌月末に受診券を送付します。ただし、2月生まれの方はその月末に送付します。

② 健診項目は、問診、身体計測、打聴診、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血・栄養）、尿検査があります。自己負担額は500円です。

(2) お口の健康診断 ※平成27年度から実施

① 6月から翌年1月までの期間に、対象の医療機関等で実施されます。

対象者は、前年度中に75歳の誕生日を迎えた、または障害認定により被保険者になった方です。対象者には、5月下旬に広域連合から受診券および質問票が送付されます。

上記の対象者以外でも受診を希望される場合、先着1,000人に限り受診できます（今年度の新規資格取得者を除く）。希望者は、市保険年金課 後期高齢担当に受診券の交付申請書の提出、または電話による交付申請が必要です。

② 健康項目は、口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認などがあります。

年金額比較表

項目	年 度	令和5年度		令和6年度	
	スライド率	67歳以下2.2% 68歳以上1.9%		2.7%	
	年 金 額	年 額(円)	月額(円)	年 額(円)	月額(円)
年 額(円)					
老齢基礎年金		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
障害基礎年金(1級)		993,750 【990,750】	82,812 【82,562】	1,020,000 【1,017,125】	85,000 【84,760】
// (2級)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
遺族基礎年金(子1人)		1,023,700 【1,021,300】	85,308 【85,108】	1,050,800 【1,048,500】	87,566 【87,375】
		基本 795,000 【792,600】 加算 228,700 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 816,000 【813,700】 加算 234,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		76,200 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,350	78,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,525
5年年金		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【409,900】	【34,158】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【420,800】	【35,066】
障害年金(1級)		993,750 【990,750】	82,812 【82,562】	1,020,000 【1,017,125】	85,000 【84,760】
// (2級)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
〔老齢福祉年金〕		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【406,100】	【33,841】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【416,900】	【34,741】
(一部支給停止後の額)		(315,500)	(26,291)	(319,100)	(26,591)
〔厚生年金保険〕					
老齢厚生年金(モデル)		夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれ の場合 2,693,786	224,482	夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれ の場合 2,765,805	230,483
〔40年加入・夫婦〕		夫婦2人とも昭和31年4月1日以前生まれ の場合 【2,685,522】	【223,793】	夫婦2人とも昭和31年4月1日以前生まれ の場合 【2,757,742】	【229,811】
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
遺族年金		1,519,200 【1,516,800】	126,600 【126,400】	1,559,500 【1,557,200】	129,958 【129,766】
(子2人・最低保障額、旧法)		基本 795,000 【792,600】		基本 816,000 【813,700】	
		寡婦加算 266,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		寡婦加算 273,900 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
		加給 457,400 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		加給 469,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		76,200 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,350	78,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,525

【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

年金額比較表

項目	年 度	令和 7 年度		令和 8 年度	
	スライド率	1.9%		1.9%	
	年 金 額	年 額(円)	月額(円)	年 額(円)	月額(円)
〔国民年金〕					
老齢基礎年金		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
障害基礎年金(1級)		1,039,625 【1,036,625】	86,635 【86,385】	1,059,125 【1,056,125】	88,260 【88,010】
// (2級)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
遺族基礎年金(子1人)		1,071,000 【1,068,600】	89,250 【89,050】	1,091,100 【1,088,700】	90,925 【90,725】
		基本 831,700 【829,300】 加算 239,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 847,300 【844,900】 加算 243,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		79,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,650	81,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,775
5年年金		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【428,800】	【35,733】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【436,900】	【36,408】
障害年金(1級)		1,039,625 【1,036,625】	86,635 【86,385】	1,059,125 【1,056,125】	88,260 【88,010】
// (2級)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
〔老齢福祉年金〕					
		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【424,900】	【35,408】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【432,900】	【36,075】
(一部支給停止後の額)		(321,800)	(26,816)	(324,500)	(27,041)
〔厚生年金保険〕					
老齢厚生年金(モデル)		夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれの 場合 2,793,416	232,784	夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれの 場合 2,847,360	237,279
[40年加入・夫婦]					
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
遺族年金		1,589,400 【1,587,000】	132,450 【132,250】	1,619,300 【1,616,900】	134,941 【134,741】
(子2人・最低保障額、旧法)		基本 831,700 【829,300】 寡婦加算 279,100 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 478,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 847,300 【844,900】 寡婦加算 284,400 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 487,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		79,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,650	81,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,775

【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額